

南砺市商工会の会員メリット

技能講習等受講支援事業

👉 事業内容

会員事業所（建設業・製造業）の技能講習等の受講を促進し、技能習得や生産性向上、安全な職場づくり等における経営力向上の支援を目的とします。

会員事業所の受講料の一部を支援する

助成事業です。

👉 支援対象

南砺市商工会員（建設業部会・工業部会）

※就労場所が南砺市内である受講者を対象とします。

👉 支援内容

1 講習の受講につき **5,000円**

但し、他の助成制度を受給している場合は、その助成額を差引いた額の範囲内で助成します。

1 事業所における助成限度額は3万円(年間)

(例) 従業員 2 名が受講料 5 千円以上の講習を受講した場合
5,000 円 × 2 名 = 助成金 10,000 円

(例) 従業員 1 名が受講料 5 千円以上の講習を 2 つ受講した場合
5,000 円 × 2 講習 = 助成金 10,000 円

◇従業員 50 人以上の製造業者及び従業員 30 人以上の建設業者は一事業所における助成限度額を 4 万円とします。

◇除雪オペレーター育成枠【平成 29 年度新設】

建設業者の従業員等が除雪業務に従事可能となる「①大型特殊免許講習」及び「②車両系建設機械運転車講習」を受講した場合は、1 講習における助成限度額は以下の通りです。

<助成額の引上げ条件>

◇従業員が同一年度(4月1日～3月31日)で上記 2 講習を受講し、除雪業務への従事が可能となる場合 **4 万円**

◇一つの講習を受講済の従業員が、もう一つの講習を受講し、除雪業務への従事が可能となる場合 **2 万円**

※本助成枠は 1 企業における助成限度額と別枠として取扱います。

※同一年度内において 1 企業 1 名までとします。

👉 対象となる講習等

富山県労働基準協会、建設労働災害防止協会の技能講習・特別教育、安全衛生講習が対象となります。また、生産性向上や安全な職場づくり等、本事業の目的に沿った講習であれば、民間教育機関における受講も対象となります。

支援実績（活用された講習等）

- ◆玉掛け技能講習
- ◆クレーン運転業務特別教育
- ◆高所作業者運転技能講習
- ◆フォークリフト運転技能講習
- ◆足場の組立て等作業講習
- ◆2 級土木施行管理技士講習
- ◆解体工事施行技術講習
- ◆アーク溶接等業務特別教育
- ◆車両系建設機械（整地等）運転技能講習
- ◆自由研削といし取替試運転特別教育
- ◆プレス機械作業主任者技能講習
- ◆鉛作業主任者技能講習
- ◆粉じん作業特別教育
- ◆危険予知訓練研修
- ◆刈払機取扱作業安全衛生教育
- ◆職長・安全衛生責任者教育
- ◆危険予知訓練研修会
- ◆フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
- ◆石綿作業主任者技能講習

※詳細については、実施要領をご覧ください。

👉 申請方法

技能講習等支援事業助成金申請書を商工会の下記事務所へ提出又は郵送下さい。

<申請に必要な書類>

- ◇受講を証明する書類（受講申込書等（写））
- ◇受講料を証明する書類（領収書等（写））

<申請書のダウンロード>

商工会 HP よりダウンロード出来ます。

南砺市商工会で検索

トップページ（データ様式ダウンロード）より

主催 南 砺 市 商 工 会

<申請・お問合せ先は下記事務所まで>

【建設業部会事務局】城端事務所内 TEL 62-2163 FAX 62-3953

【工業部会事務局】福野事務所内 TEL 22-2536 FAX 22-4317